国道２００号冷水大橋橋梁塗装工事（３工区）

見積仕様書

第１条　目的

　　　　本工事は、飯塚県土整備事務所が管理する冷水大橋の補修工事を行うことを目的とし、これを行うにあたり、土木工事標準積算基準書等に掲載のない歩掛や施工単価（以下、「施工歩掛」という。）および資材のみの単価（以下、「資材単価」という。）の見積りを徴取するものである。

第２条　見積対象

　　　　見積対象は、国道２００号の冷水大橋とする。（図面参照）

第３条　見積内容

（１）見積書は、別紙「国道２００号冷水大橋橋梁塗装工事（３工区）・見積内訳書」に記載している工種および資材について、作成するものとする。

（２）施工歩掛は、施工単価で作成するものとし、以下のとおりとする。

・参考に代価表を添付すること。

・施工条件や施工規模等により施工歩掛を補正する場合は、その内容を見積書に明記するものとする。

・日あたり施工量を見積書に記入すること。

・労務費は、公共工事設計労務単価（国土交通省HP公表）を使用すること。

・直接工事費の見積りを提出するものとする。（諸経費は不要）

　（３）資材単価については、以下のとおりとする。

　　　　・資材は、原則、見積一覧表の見積条件を満たしていること。

第４条　提出物

　　　　見積書・・・１部**（計3通）**

　　　　※見積書は、「４週８休（月単位）」、「４週８休（通期）」、「対応なし」の**計3通の見積書**を提出するものとする。

第５条　見積有効期限

　　　　本見積りの有効期限は、令和７年１１月３０日までとする。